

令和元年 第11回

苓北町農業委員会総会会議録

# 令和元年第11回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金)  
午前9時30分から午前10時29分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

1番 荒木 義孝                    2番 小野 三幸

3番 坂西 庄三                   4番 山下 正道

5番 平井 多貴子                6番 塚田 修彦

7番 大仁田 金次

4. 本日の欠席委員 ( 0名)

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4. 議案第18号 農用地利用集積計画の認定について

日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 宮崎良成 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。開会の前に10月18日に開催されました、天草地区農業委員会連絡協議会の研修会、21日の花の摘み取り、28日の新任委員研修会には、皆様お忙しいなか参加いただきありがとうございました。花の摘み取りについては、園児たちにも喜んでいただき、農業委員会で遊休農地の解消活動を行っていること発信できたのではないかと感じているところです。今後も解消活動を続けていきたいと考えていますので、道路沿いなど適地がありましたら、事務局までお願いいたします。

あと1件ですが総会の進行に際しましての注意事項になります。お手元に注意事項をお配りしていますが、先日、新任委員研修会でも県から指導があったところです。総会では、以下の事項についてご協力をお願いいたします。1. 個人情報の関係上、総会時は、個人名・個人や場所が特定できる発言や質問はしない。これは議事録を公表するのと、傍聴人がいる場合など、個人が特定されるのを防止するためです。再度確認をお願いいたします。それでは、只今から令和元年第11回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして皆さん、おはようございます。

先程事務局から申し上げられましたとおり、急がしい中にですね、研修会への参加本当にありがとうございました。コスモスも峠を過ぎまして、けれどもまだ美しい花を咲かせております。町民の皆様非常に関心を持っていただいております。天気も良くレタス作業もですね順調にしているようでございます。

一面青々と冬場に田畑がしているところは、珍しくてですね、うちの息子の結婚式の時は11月だったんですが、びっくりされてですね、熊本からきたお客さんが、一面青々としとるこんなところはないと、それが苓北の農業のパワーかなと思っております。もう最終段階に来ておりまして、今年は順調に植え付けが終わったのではないかと考えております。

世界的にも今いろいろとイギリスはもめております。EUを離れたり、どうするか。本当に民主主義というのは、時間とアレがかかる品物だとなかなか決まらんところがあるようでございます。わが国もそれぞれ貿易関係で大きなソフトバンクですか、赤字だとか、経済の先行きが見えない時代が来たんじゃないかなろうかと思っております。それでは、審議に移らせていただきます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、2番の小野三幸委員さんと4番の山下正道委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年11月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田10筆、6,384㎡。畑5筆、3,575㎡。計15筆の9,959㎡です。明細は4ページになります。

場所については、5ページから9ページに図示しております。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この案件は私の担当地区ですので私から説明いたします。

大仁田会長

譲受人は、認定新規就農者、青年就農給付金の受給者になっていますが、申請の際に5年以内に親の所有する土地を譲受人に全て譲ることが条件となっていました。今回それを実行するための贈与になります。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長

それでは、日程第3、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第3、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年11月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

11ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の畑1筆、面積は、351㎡です。  
転用の目的は、個人住宅です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、現住居が老朽化し不具合が生じているため新築するための土地を探していた。申請地は実家や親族宅に近く、町道沿いで利便性も良いため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を個人住宅として転用したい。」ということです。

申請地は、12ページから13ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は町道折山線と深田線に接するところです。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、第1種農地ですが、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは、例外的に許可をすることができています。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

はい。本件につきましては、私が担当地区ですので現地確認を行いました。

本人が不在でしたので、お母さんと話をしてきました。現在の住まいが老朽化してまして、新築を建てるということでございます。畑のほうですが、後継者がいなくて耕作されていない土地であります。草等は刈って管理されておりました。以上です。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

日程第4. 議案第18号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、14ページをお開きください。日程第4. 議案第18号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、同法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和元年11月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

15ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が2件ございます。

面積は田2筆 5, 418㎡です。明細は16ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の再設定が25件ございます。

事務局

面積は田16筆 17, 973㎡。畑9筆 7, 788㎡、計25, 761㎡です。明細は17ページから19ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第18号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 人・農地プランのアンケートについて
2. 農業委員等の綱紀の粛正について
3. 全国農業新聞の普及について
4. 活動記録簿について
5. その他

次回、令和元年第12回総会は、令和元年12月6日（金）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和元年第11回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。



閉会 午前10時29分

会 長

署名委員

署名委員